

動物取扱業者が活用できる融資制度

【ブリーダー 向け】

農業者向け資金

制度の概要（農業者等が必要とする事業資金を融通）

- ・日本政策金融公庫の農業者向け資金
経営体育成強化資金など

【問合せ】全国の日本政策金融公庫の支店 <https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>



- ・民間融資機関の農業者向け資金
農業近代化資金、銀行等プロパー資金など

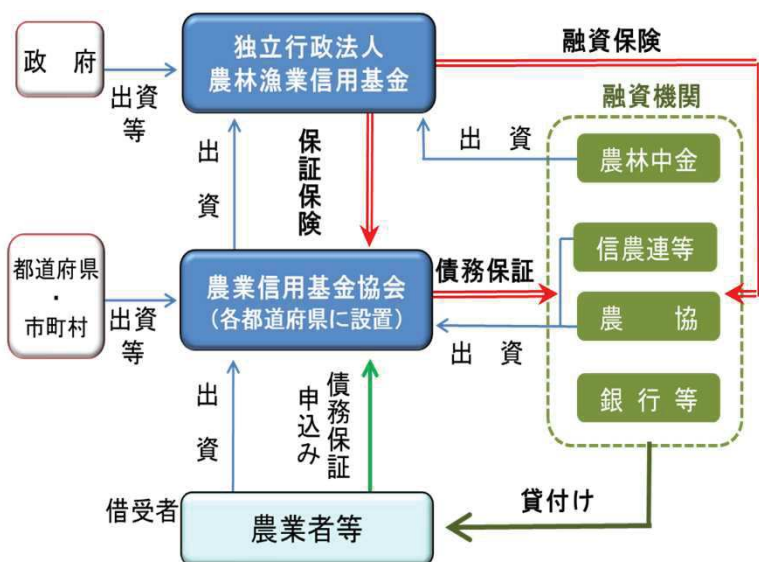
※民間融資機関の農業者向け資金を借り入れる際、農業信用基金協会の保証保険制度を活用することで、円滑な資金調達が可能となります。

※農業近代化資金は、都道府県によって運用が異なる場合がありますので、融資を受けられるかどうかは、問合せ先でご確認ください。

【問合せ】融資に関するお問合せはそれぞれの民間融資機関へご相談ください。

農業信用保証保険制度

<制度の仕組み>



農業者等が出資（1口1万円以上）して、農業信用基金協会の会員になることで債務保証が利用できます。

◆債務保証に関するお問合せはお住まいの都道府県農業信用基金協会へご相談ください。

対象融資機関：

農協、農林中金、銀行、商工中金、信用金庫 等で農業信用基金協会と債務保証契約を締結している金融機関が対象です。

債務保証の限度額：

個人3,600万円、法人7,200万円（ただし、経営状況により実際の保証額が異なります。）

【問合せ】全国の農業信用基金協会

参照：https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyoukai_list.html

<https://www.jaffic.go.jp/guide/target/financial.files/nougyou-pamphlet.pdf>



作成：環境省自然環境局 動物愛護管理室 TEL 0120-323-750 (コールセンター, 通話無料)

動物取扱業者が活用できる融資制度チラシ 追加案内

■対象制度について

- ・当初のチラシに掲載しておりました「農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）」は、動物取扱業者は対象外であるとのこと指摘がありましたので、チラシの記載から削除しました。
（令和3年10月8日更新）

■補助対象者について

- ・本チラシの「動物取扱業者」は、動物の愛護及び管理に関する法律第10条に定める動物の取扱業を営む者を指しています。同条において対象から除かれている動物（例として、競走馬等を含めた畜産農業に係る動物）の取扱業は本チラシの対象ではありませんので、ご留意願います。